J R 東海労新幹線関西地本 大阪車両所分会

CHANGE

2022年 1月 7日 No. 35

 発行責任者
 湊
 伸一

 発行編集者
 教
 宣
 部

2021年度職場諸要求(車両所関係)の業務委員会開催!!

報告シリーズ "第三弾"

移動禁止表示旗(赤旗)取扱いについて前回と回答が違う!! 会社の回答はその場しのぎの言い訳なのか?

業務委員会で組合側から「仕業庫内の作業中、時間等がないため、乗り込んだまま作業することは再度の打ち合わせ無視や安全上の問題がある。このような作業はやめること」の申し入れに対し、会社は「作業状況により判断した結果、必要に応じて着発線での作業を指示することはある」と回答しました。

また、組合側から『移動禁止表示旗の掲出について「安全心得」「新・これだけは忘れない」に載ってないやり方でも良いと言っているが、矛盾がある。正しいというなら、このやり方について周知徹底し、関連書物の書き換えを行うこと』の申し入れに対し、会社は「そのような考えはない」と回答しました。

この業務委員会の中で組合側が「移動禁止表示旗の掲出について」問いただすと会社側は 「車両に乗ったまま引き続き作業する場合でも、一度降りて移動禁止表示旗を持ち、再度、 打ち合わせをした後に車両に乗り込んで作業する」と明言しました。

しかし、2020年10月19日の業務委員会では、会社は「安全の心得に記載されている移動禁止旗を持って行くのは原則である思うが、一方で別の形でしっかり安全を担保している」と回答しています。

この回答について現場では、一言も「移動禁止表示旗を掲出しなくてもいい」と言っていない、「会社の業務優先のために行った不安全行動を正当化するためだけの言い訳だ」と組合が会社の業務優先・安全無視の姿勢を情報等で明らかにしてきました。

会社は自らの回答の間違いを訂正・謝罪もせず、その場その場の言い訳回答で乗り切ろう としています!!

会社は現場の状況を把握し、現場で働く社員が焦らず、安心して働ける職場環境を整える事こと、最もやるべき事と考えます!!